

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：母子保健指導費

事業名 不妊治療助成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 母子保健係 電話番号：058-272-1111(内3542)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 411,000 千円 (前年度予算額： 239,680 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	239,680	69,283	0	0	0	0	119,839	0	50,558
要求額	411,000	0	0	0	0	0	40,500	0	370,500
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

特定不妊治療は、令和4年4月1日以降に開始したものについては、保険適用となるが、これ以前に開始したものは混合診療禁止の原則から、保険適用されない。そのため、令和4年4月1日以前に開始し、令和5年3月31日までに終了した治療について助成をしているところである。令和5年2月～3月に終了した治療については、年度内に申請することが困難なことから、令和5年度予算で助成を行う。

また、不妊治療に関する選択肢を持っていただくため、治療を望む方の経済的負担の軽減を図る必要がある。

(2) 事業内容

①令和4年4月1日以前に開始し令和5年2月から3月31日までに終了した治療に対する助成

・治療法A(新鮮胚移植) B(凍結胚移植) D(体調不良により移植できず) E(受精できず、受精中止)が1回30万円を上限に助成

・治療法C(凍結保存胚を移植) F(採卵したが卵が得られない)が10万円を上限に1回限り助成を行う。

②保険適用後の自己負担に対する助成【新】

・保険適用後に治療を開始した方の負担感を軽減するため、10万円を上限に費用を助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

①負担区分：国 1 / 2、県 1 / 2

国の制度により、国と都道府県にて折半することとなっている。

②県10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	300,000	自己負担分に対する補助
委託料	30,000	助成業務
扶助費	81,000	特定不妊治療受診者への助成金
合計	411,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略
 - V ふるさと岐阜県を未来につなぐひとづくり
 - 1 子どもを生き育てやすい地域をつくる

(2) 後年度の財政負担

令和4年4月1日から不妊治療が保険適用となったため、令和5年2月から3月31日までの治療が本助成金の対象となり、今年度で事業終了見込み。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

結婚した夫婦の1割以上（7組に1組）は不妊に悩んでいるといわれ、実際に治療を受ける夫婦も年々増加しているが、医療保険が適用されず、高額の治療費を要することから、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

挙児を望む方の申請に基づいて助成金を支給する事業であり、県において助成実績等の数値目標を設定することにはなじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 特定不妊治療の受診者への治療費の助成を行った。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和 3 年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 特定不妊治療の受診者への治療費の助成を行った。</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和 4 年度	<p style="color: red;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない	
(評価) 2	結婚した夫婦の1割以上(7組に1組)は不妊に悩んでいるといわれ、実際に治療を受ける夫婦も年々増加しているが、医療保険が適用されず、高額の治療費を要することから、その費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する必要がある。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	毎年2000件を超える助成を行っており、申請者の負担軽減に貢献している。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている	
(評価) 1	「安心こども基金」を活用し効率的に実施する。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 令和4年4月1日から保険適用となったため、令和3、4年度をまたぎ、令和5年2月から3月31日までの治療が本助成金の対象となり、今年度で事業終了見込み。
